

第 5 3 号議案

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、職員を派遣することができる団体を追加するため提出します。

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例（平成15年12月台東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。